

税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限等に関する公告

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴令」という。）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、下記のとおり、税関官署の管轄を定め、税関官署の長に権限を委任し、又は委任される権限の範囲を制限し、令和8年2月1日から適用することとしたので、関税法施行令第92条第5項及び輸徴令第30条第5項の規定により公告する。

これに伴い、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限等に関する公告（令和6年10月25日掲示第115号）については、令和8年1月31日限りで廃止する。

令和8年1月28日

大阪税関長　日置　重人

記

1. 管轄

税関官署名	管轄区域
伏木税関支署 富山出張所	富山県のうち 富山市（富山空港を除く。）　魚津市　滑川市　黒部市　中新川郡　下新川郡
伏木税関支署 富山空港出張所	富山県富山市のうち富山空港
金沢税関支署 七尾出張所	石川県のうち 七尾市　輪島市　珠洲市　羽咋郡のうち志賀町　鹿島郡　鳳珠郡
金沢税関支署 小松空港出張所	石川県小松市のうち小松飛行場、浮柳町ヨ50番地、草野町ハ26番地、草野町ハ39番地
敦賀税関支署 福井出張所	福井県のうち 福井市　大野市　勝山市　鯖江市　あわら市　越前市　坂井市 吉田郡　今立郡　丹生郡

京都税関支署 滋賀出張所	滋賀県
舞鶴税関支署 宮津出張所	京都府のうち 宮津市 京丹後市 与謝郡
大阪税関 南港出張所	大阪市のうち 此花区（朝日1丁目、朝日2丁目、梅町1丁目、梅町2丁目、春日出北1丁目から春日出北3丁目まで、春日出中1丁目から春日出中3丁目まで、春日出南1丁目から春日出南3丁目まで、桜島1丁目から桜島3丁目まで、四貫島1丁目、四貫島2丁目、島屋1丁目から島屋6丁目まで、高見1丁目から高見3丁目まで、常吉1丁目、常吉2丁目、伝法1丁目から伝法6丁目まで、西島1丁目から西島6丁目まで、西九条1丁目から西九条7丁目まで、梅香1丁目から梅香3丁目まで、北港1丁目、北港2丁目、北港白津1丁目、北港白津2丁目、北港緑地1丁目、北港緑地2丁目を除く。）住之江区のうち平林北1丁目、平林北2丁目、平林南1丁目、平林南2丁目、南港東1丁目から南港東9丁目まで、南港南1丁目から南港南7丁目まで、南港中1丁目から南港中8丁目まで、南港北1丁目から南港北3丁目まで、これらの地先埋立地
堺税関支署 岸和田出張所	大阪府のうち 岸和田市 貝塚市 泉佐野市（泉州空港北、りんくう往来北1番から4番まで・5番6・5番11から5番13まで・6番から15番まで、りんくう往来南を除く。） 泉南市（泉州空港南、りんくう南浜を除く。） 阪南市 泉北郡 泉南郡（田尻町のうち泉州空港中・りんくうポート北・りんくうポート南を除く。）
大阪税関 大阪外郵出張所	大阪府泉南市泉州空港南のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
和歌山税関支署 下津出張所	和歌山県のうち 海南市 有田市 御坊市 田辺市 海草郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡
和歌山税関支署 新宮出張所	和歌山県のうち 新宮市 東牟婁郡

2. 關稅法施行令第92条第1項第2号に掲げる権限以外に税関出張所長及び税関支署出張所長に委任する権限

委任する出張所長	委任する権限
南港出張所長	<p>(關稅法)</p> <p>1 第1章（総則）の規定に基づく権限。ただし、第2条の3（災害等による期限の延長）の権限に限る。</p> <p>2 第3章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限。ただし、第24条第1項（船舶又は航空機と陸地との交通等）中「指定地外貨物積卸しの許可」の権限に限る。</p> <p>3 第4章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。</p> <p>(1) 第35条（税關職員の派出）の規定による権限のうち、關稅法施行令第29条の3（税關職員の派出の申請）の規定に係る権限</p> <p>(2) 第39条（指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定）の規定による権限</p> <p>(3) 第41条（指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定）の規定による権限</p> <p>4 第7章（収容及び留置）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>(1) 第86条第1項（旅客又は乗組員の携帯品の留置）の規定による権限</p> <p>(2) 第87条第1項（原産地を偽った表示等がされている貨物の留置）の規定による権限</p> <p>5 第9章（雑則）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>(1) 第94条の2第3項（關稅關係書類の電磁的記録による保存等）の規定による権限のうち、關稅法施行規則第10条第7項（關稅關係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理）の規定に係る権限</p> <p>(2) 第101条第1項及び第2項（手数料の軽減又は免除）の規定によ</p>

	<p>る権限</p> <p>(3) 第 102 条の 2 (災害等による手数料の還付、軽減又は免除) の規定による権限</p> <p>(4) 第 106 条 (特別の場合における税関長の権限) 中第 1 号の規定による権限</p> <p>(関税定率法)</p> <p>関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第 13 条第 1 項 (製造用原材料品の減税又は免税) 中「製造工場の承認」の権限は除く。</p> <p>(関税暫定措置法)</p> <p>関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第 9 条の 2 第 1 項 (経済連携協定に基づく製造用原材料品に係る譲許の便益の適用) 中「製造工場の承認」の権限は除く。</p>
大阪外郵出張所長 滋賀出張所長	<p>(関税法)</p> <p>1 第 1 章 (総則) の規定に基づく権限。ただし、第 2 条の 3 (災害等による期限の延長) の権限に限る。</p> <p>2 第 4 章 (保税地域) の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。</p> <p>(1) 第 35 条 (税関職員の派出) の規定による権限のうち、関税法施行令第 29 条の 3 (税関職員の派出の申請) の規定に係る権限</p> <p>(2) 第 39 条 (指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定) の規定による権限</p> <p>(3) 第 41 条 (指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定) の規定による権限</p> <p>3 第 7 章 (収容及び留置) の規定に基づく権限。ただし、第 87 条第 1 項 (原産地を偽った表示等がされている貨物の留置) の規定による権限に限る。</p> <p>4 第 9 章 (雑則) の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>(1) 第 94 条の 2 第 3 項 (関税関係書類の電磁的記録による保存等) の規定による権限のうち、関税法施行規則第 10 条第 7 項 (関税関</p>

	<p>係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理) の規定に係る権限</p> <p>(2) 第 101 条第 1 項及び第 2 項 (手数料の軽減又は免除) の規定による権限</p> <p>(3) 第 102 条の 2 (災害等による手数料の還付、軽減又は免除) の規定による権限</p> <p>(4) 第 106 条 (特別の場合における税関長の権限) 中第 1 号の規定による権限</p> <p>(関税定率法)</p> <p>関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第 13 条第 1 項 (製造用原料品の減税又は免税) 中「製造工場の承認」の権限は除く。</p> <p>(関税暫定措置法)</p> <p>関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第 9 条の 2 第 1 項 (経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用) 中「製造工場の承認」の権限は除く。</p>
富山出張所長 七尾出張所長 福井出張所長 宮津出張所長 岸和田出張所長 下津出張所長 新宮出張所長	<p>(関税法)</p> <p>1 第 1 章 (総則) の規定に基づく権限。ただし、第 2 条の 3 (災害等による期限の延長) の権限に限る。</p> <p>2 第 3 章 (船舶及び航空機) の規定に基づく権限。ただし、第 24 条第 1 項 (船舶又は航空機と陸地との交通等) 中「船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定」の権限を除く。</p> <p>3 第 4 章 (保税地域) の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。</p> <p>(1) 第 35 条 (税関職員の派出) の規定による権限のうち、関税法施行令第 29 条の 3 (税関職員の派出の申請) の規定に係る権限</p> <p>(2) 第 39 条 (指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定) の規定による権限</p> <p>(3) 第 41 条 (指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定) の規定による権限</p> <p>4 第 7 章 (収容及び留置) の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる</p>

権限に限る。

- (1) 第 86 条第 1 項（旅客又は乗組員の携帯品の留置）の規定による権限
- (2) 第 87 条第 1 項（原産地を偽った表示等がされている貨物の留置）の規定による権限

5 第 9 章（雑則）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。

- (1) 第 94 条の 2 第 3 項（関税関係書類の電磁的記録による保存等）の規定による権限のうち、関税法施行規則第 10 条第 7 項（関税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出書の受理）の規定に係る権限
- (2) 第 101 条第 1 項から第 3 項まで（手数料の軽減又は免除）の規定による権限
- (3) 第 102 条の 2（災害等による手数料の還付、軽減又は免除）の規定による権限
- (4) 第 106 条（特別の場合における税関長の権限）の規定による権限

6 第 10 章（罰則）の規定に基づく権限。ただし、第 118 条第 5 項（犯罪貨物等を外国貨物として保税地域に入れる期間の指定）の規定による権限に限る。

7 第 11 章（犯則事件の調査及び処分）の規定に基づく権限。ただし、第 133 条第 2 項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第 3 項（随意契約による売却）の規定による権限を除く。

（関税定率法）

関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第 13 条第 1 項（製造用原料品の減税又は免税）中「製造工場の承認」の権限は除く。

（関税暫定措置法）

関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第 9 条の 2 第 1 項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）中「製造工場の承認」の権限は除く。

富山空港出張所長 小松空港出張所長	<p>(関税法)</p> <p>1 第1章（総則）の規定に基づく権限。ただし、第2条の3（災害等による期限の延長）の権限に限る。</p> <p>2 第3章（船舶及び航空機）の規定に基づく権限。ただし、第24条第1項（船舶又は航空機と陸地との交通等）中「船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定」の権限を除く。</p> <p>3 第4章（保税地域）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限を除く。</p> <p>(1) 第35条（税関職員の派出）の規定による権限のうち、関税法施行令第29条の3（税関職員の派出の申請）の規定に係る権限</p> <p>(2) 第39条（指定保税地域に入れることができる貨物の種類の指定）の規定による権限</p> <p>(3) 第41条（指定保税地域の取消し後における指定保税地域のみなし期間の指定）の規定による権限</p> <p>4 第7章（収容及び留置）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>(1) 第86条第1項（旅客又は乗組員の携帯品の留置）の規定による権限</p> <p>(2) 第87条第1項（原産地を偽った表示等がされている貨物の留置）の規定による権限</p> <p>5 第9章（雑則）の規定に基づく権限。ただし、次に掲げる権限に限る。</p> <p>(1) 第94条の2第3項（関税関係書類の電磁的記録による保存等）の規定による権限のうち、関税法施行規則第10条第7項（関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の受理）の規定に係る権限</p> <p>(2) 第101条第1項及び第2項（手数料の軽減又は免除）の規定による権限</p> <p>(3) 第102条の2（災害等による手数料の還付、軽減又は免除）の規定による権限</p> <p>(4) 第106条（特別の場合における税関長の権限）の規定による権限</p>
----------------------	--

	<p>限</p> <p>6 第10章（罰則）の規定に基づく権限。ただし、第118条第5項（犯罪貨物等を外国貨物として保税地域に入れる期間の指定）の規定による権限に限る。</p> <p>7 第11章（犯則事件の調査及び処分）の規定に基づく権限。ただし、第133条第2項（領置物件及び差押物件の公売等）及び同条第3項（随意契約による売却）の規定による権限を除く。</p> <p>（関税定率法） 関税定率法の規定に基づく権限。ただし、第13条第1項（製造用原材料の減税又は免税）中「製造工場の承認」の権限は除く。</p> <p>（関税暫定措置法） 関税暫定措置法の規定に基づく権限。ただし、第9条の2第1項（経済連携協定に基づく製造用原材料に係る譲許の便益の適用）中「製造工場の承認」の権限は除く。</p>
--	--

3. 輸出令第30条第1項第2号に掲げる権限以外に税関出張所長及び税関支署出張所長に委任する権限

上記2. の税関出張所長及び税関支署出張所長に委任する権限に係る内国消費税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限

4. 関税法施行令第92条第1項第2号に掲げる権限のうち税関出張所長及び税関支署出張所長に委任しない権限

権限を委任しない出張所長	委任しない権限
南港出張所長	<p>1 関税法第69条第1項の規定による貨物の検査場所の指定の権限。 ただし、旅客又は乗組員の携帯品を検査するため、当該本船を検査場所として指定する場合を除く。</p> <p>2 関税法第69条の2第2項の規定による輸出してはならない貨物及び同法第69条の11第2項の規定による輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻命令の権限。ただし、同法第69条の2第1項第</p>

	<p>3号及び第4号並びに同法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に係る権限を除く。</p> <p>3 管轄区域内の保税地域に蔵置されている輸入貨物で、1仕入書に記載されている貨物の中に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種(同条約第15条3及び第23条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第1条(b)に規定する標本をいう。)に該当する貨物(以下「ワシントン条約該当貨物」という。)とワシントン条約該当貨物以外の貨物がある場合において、輸入者が当該1仕入書に記載されているすべての貨物を税関長に輸入申告しようとする場合の当該ワシントン条約該当貨物以外の貨物に係る関税法施行令第92条第3項各号に掲げる規定に基づく権限。</p> <p>4 関税法第67条の規定による旅客又は乗組員の携帯品、別送品又は託送品の通関手続に係る権限。</p>
大阪外郵出張所長	<p>1 関税法第69条第1項の規定による貨物の検査場所の指定の権限。ただし、旅客又は乗組員の携帯品を検査するため、当該本船を検査場所として指定する場合を除く。</p> <p>2 関税法第69条の2第2項の規定による輸出してはならない貨物及び同法第69条の11第2項の規定による輸入してはならない貨物の没収廃棄(同法第69条の11第1項第1号の2に掲げる貨物を没収廃棄する場合を除く。)又は積戻命令の権限。ただし、同法第69条の2第1項第3号及び第4号並びに同法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に係る権限を除く。</p> <p>3 関税法第67条の規定による旅客又は乗組員の携帯品又は託送品の通関手続に係る権限。</p>
富山出張所長 富山空港出張所長 七尾出張所長 小松空港出張所長 福井出張所長 滋賀出張所長 宮津出張所長 岸和田出張所長 下津出張所長 新宮出張所長	<p>1 関税法第69条第1項の規定による貨物の検査場所の指定の権限。ただし、旅客又は乗組員の携帯品を検査するため、当該本船を検査場所として指定する場合を除く。</p> <p>2 関税法第69条の2第2項の規定による輸出してはならない貨物及び同法第69条の11第2項の規定による輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻命令の権限。ただし、同法第69条の2第1項第3号及び第4号並びに同法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に係る権限を除く。</p>

5. 輸徵令第30条第1項第2号に掲げる権限のうち税関出張所長及び税関支署出張所長に委任しない権限

上記4.の税関出張所長及び税関支署出張所長に委任しない権限に係る内国消費税の確定、納付、徵収及び還付並びにこれらに係る手続の際にされる処分に関する権限